令和８年４月２日
水　　産　　庁

「令和２年農林水産省告示第 2021 号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第 62 条第２号ただし書の規定に基づき、同号ただし書の農林水産大臣が別に定めて告示する場合を定める件）の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集」の結果について

令和２年農林水産省告示第 2021 号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第 62 条第２号ただし書の規定に基づき、同号ただし書の農林水産大臣が別に定めて告示する場合を定める件）の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集について、令和８年１月 30 日から２月 28 日までの間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、別添のとおり改正案について１個人から１件の御意見が寄せられましたところ、貴重な御意見として承りましたので、お知らせいたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先
水産庁資源管理部国際課
03－3502－8111（内線 6743）

（別紙）

項番	パブリックコメントにおける御意見・回答
1.	【ご意見】 国際的な資源管理の枠組みに基づき、サメの資源保護を図る方向性には賛成します。しかしインド洋海域における措置について、我が国が「タグ管理方式」のみを採用するとした点には懸念があります。公表資料によればIOTCの決議自体は「魚体とひれを結び付ける方式」か「タグ方式」のいずれかを選択可能としていると読み取れます。 揺れる船上での一枚一枚のタグ付け作業や、タグそのもののコスト、台帳管理の手間は漁業者にとって決して小さくない負担です。より簡便でコストの低い「結ぶ方式」という選択肢をあえて排除し、現場負担の重いタグ方式に一本化する合理的な理由は何でしょうか。現場の実態やコスト意識を無視した過度な自主規制とならぬよう、インド洋においても可能な限り柔軟な選択肢を残す等の配慮を求めます。 【回答】 ご意見をいただきありがとうございます。 IOTCの保存管理措置を受け、我が国としていずれの措置を選択するかについては、実態を踏まえて判断しております。 現在の我が国漁船では、ひれを切り離す船は少数であり、その中でも「魚体と切り離したひれを結び付ける措置」を実施している事例は限られています。一方で、「タグを取り付ける措置」は現に採用されており、実態に即した対応であると考えております。